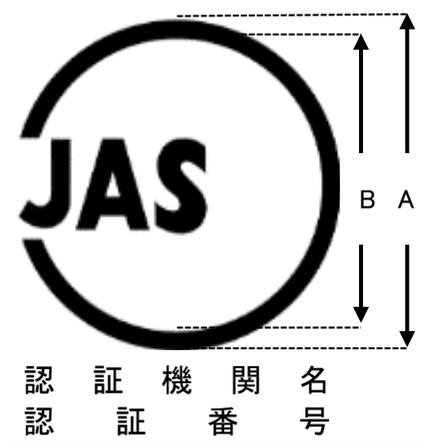
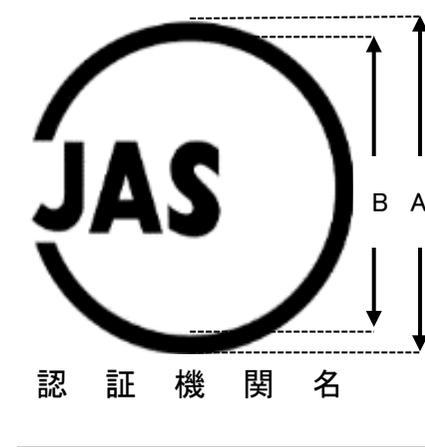


改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法</b></p> <p><b>1 適用範囲</b>                      この格付の表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定に基づき行う直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</p> <p><b>2 引用規格</b>                      次に掲げる引用規格は、この格付の表示の様式及び表示の方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの格付の表示の様式及び表示の方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。  <u>JAS 3079-1 直交集成板—第 1 部：一般要求事項</u></p> <p><b>3 用語及び定義</b>                      この格付の表示の様式及び表示の方法で用いる主な用語及び定義は、<u>JAS 3079-1</u>による。</p> <p><b>4 格付の表示の様式</b>                      格付の表示の様式は図 1 とし、次の a)～e)のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図 1—格付の表示の様式</p> </div> <p>a)～d) (略)                      e) <u>認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載しなければならない。ただし、JAS 3079-1 の箇</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法</b></p> <p><b>1 適用範囲</b>                      この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び<u>同法</u>第 30 条第 1 項の規定に基づき行う直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><b>2 格付の表示の様式</b>                      格付の表示の様式は図 1 とし、次の a)～d)のとおりとする。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図 1—格付の表示の様式</p> </div> <p>a)～d) (略)                      (新設)</p>

条 5 の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称及び所在地を記載した場合は省略してもよい。また、**図 1**によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

**5 格付の表示の方法**

各個の、格付の表示を在庫管理により使用数の管理が可能な証票、又は工場の建屋や床に固定され容易に移動できない印字機により、**JAS3079-1** の **5.1** の表示事項と同一面で見やすい箇所に明瞭に付さなければならない。

**3 格付の表示の方法**

各個の見やすい箇所に、付さなければならない。